

十坂こども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人十坂協会
所 在 地	酒田市十里塚字村東山157
電 話 番 号	0234-31-1670
代表者氏名	理事長 遠藤 洋一

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園 十坂こども園
施 設 の 名 称	十坂こども園
施 設 の 所 在 地	酒田市十里塚字村東山157
連 絡 先	電話番号 0234-31-1670 FAX 0234-25-0133
管 理 者	園長 上野 奈穂子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 25人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 50人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 75人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

施設及び設備

敷 地	敷地全体	7901.20 m ²	備 考
	園庭	1843.7 m ²	
園 舎	構 造	木造 2 階建	
	延べ床面積	1172.66 m ²	
	乳児室	1 室	すやすや組（0 歳児クラス）
	ほふく室	1 室	よちよち組（1 歳児クラス）
	保育室	2 室	とことこ組（満 2 歳児クラス）
	保育室	4 室	なぜなぜ組（満 3 歳児クラス） のびのび組（満 4 歳児クラス） ぐんぐん組（満 5 歳児クラス）
	遊戯室 （ホール）	1 室	
	調理室	1 室	
	医務静養室	1 室	
	事務室	1 室	
	一時預かり室	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	勤務体系	備考
園 長	1		
教 頭	1	勤務時間帯（7：00～18：30）	
主幹保育教諭	2	勤務時間帯（7：00～18：30）	
保育教諭	27	勤務時間帯（7：00～18：30）	
看護師	1	勤務時間帯（9：00～16：00）	
管理栄養士・栄養士	各 1	勤務時間帯（8：30～17：00）	
調理員	2	勤務時間帯（8：30～17：00）	
事務員	1	勤務時間帯（8：30～17：00）	
パート保育教諭	4	勤務時間帯（7：00～18：30）	
保育助手 運転士	3	勤務時間帯（7：00～18：30）	

※ 当園では、「山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 10 日山形県条例第 85 号）」に定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	日曜日、祝祭日、及び年末年始（12月29日から1月3日）（※注）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

（※注）非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休園することがあります。

7 幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 （概ね4時間程度）	8時30分～16時30分 （※注1）
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 （最大11時間）	7時～18時（※注2）
	保育短時間 （最大8時間）	8時30分～16時30分 （※注3）

（※注1）16時30分を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますので御相談ください（別途利用者負担が必要となります）。また、最終当園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いいたします。

（※注2）7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

また、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き9時までに登園していただきますようお願いいたします。

（※注3）8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない

理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。また、最終当園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き9時までに登園していただきますようお願いします。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 体操・ダンス・絵画等の選択制の特別活動（年中児～年長児）

和太鼓・茶道・英語（年長児）

モンテッソーリ教育理論導入 リズム遊び

動物の飼育等を取り入れた特別保育活動の実施

(3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

ただし、通園バスの送迎対象地域は、十里塚・坂野辺・飯森山・錦町・若宮町・宮野浦方面等です。また、通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	
5歳児		11時50分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

幼稚園型一時預かりの実施（別表参照）

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料※0～2歳児）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園

にお支払いいただきます。ただし、月の途中で入退園する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	いくま内科胃腸科クリニック
---------	---------------

(2) 歯科

医療機関の名称	とがし歯科クリニック
---------	------------

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 上野奈穂子、森 幸古 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 0234-31-1670 FAX 0234-25-0133 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	十坂協会監事	
第三者委員	佐藤 勝見	
	早坂 信子	

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	・独立行政法人日本スポーツ振興センター ・社会福祉施設総合損害保障（全国社会福祉協議会）
保険の内容	・傷害事故補償保険・損害賠償保険
保険金額	・250円（保護者負担分）・38,140円（十坂こども園負担）

※詳しくは、別途配布の資料を御確認ください。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 7 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

別表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給食費（1号）月額※1	主食費（1,000円）副食費（4,800円）	合計 5,800円
給食費（2号）月額※2	主食費（1,000円）副食費（4,800円）	合計 5,800円
食育推進費 月額	3歳児～5歳児	500円
記念写真	入園式・卒園式	実際に要した経費
保護者給食費（会食）	保育参観・保育参加・誕生会	実際に要した経費
保育・教育活動費（月額）	全園児（保育活動消耗品費・親の会活動費・保険料・行事費用など）	1,500円
日本スポーツ振興センター共済掛金	保護者一部負担（保育・教育活動費より充当）	250円
園バス利用代	バス送迎利用園児より集金（兄弟2人目半額）	往復 4,000円 片道 2,000円
遠足に係わる交通費	公共交通機関（電車、バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費

※1 住民税所得割額が 77,101 円未満の世帯のすべての子ども及び保護者と生計が同一である子どもで第3子以降の子どもの副食費は支払を免除する。

※2 住民税所得割額が 57,700 円未満（ひとり親世帯については 77,101 円未満）の世帯のすべての子ども及び保護者と生計が同一である子どもで第3子以降の子どもの副食費は支払いを免除する。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

2 時間外保育に係る利用者負担金

(1) 教育標準時間認定に係る幼稚園型一時預かり保育料及び延長保育料

- ・ 午前 7 時から午前 8 時 30 分まで及び午後 3 時 00 分から午後 6 時までの時間帯を利用した場合

1 日あたり 500 円

一時預かり保育料は、月額 5,000 円を上限とする。

- ・ 午後 6 時から午後 6 時 30 分までの時間帯を利用した場合

1 日あたり 300 円

(2) 保育標準時間認定に係る延長保育料

- ・ 午後 6 時から午後 6 時 30 分までの時間帯を利用した場合

1 日あたり 300 円

(3) 保育短時間認定に係る延長保育料

午前 7 時から午前 8 時 30 分まで及び午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分までの時間帯を利用した場合

1 日あたり 300 円

- (4) 十坂こども園の幼児教育・保育の提供時間は午前 7 時～午後 6 時 30 分で山形県及び酒田市より認可を受けています。午後 6 時 30 分を超過した場合は、所定時間外保育料として、1 回 500 円を負担金として徴収いたします。